

訪問看護・介護予防訪問看護

1. 運営規程の概要

事業所名	ゆきぐに大和訪問看護ステーション							
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護							
事業所番号	１５６２４９００６８							
所在地	〒949-7302 南魚沼市浦佐 4115 番地							
フリガナ	トダ　ワカコ							
管理者	戸田　和郁子							
連絡先	電話番号　０２５－７８８－１１１３ FAX 番号　０２５－７７７－５４４５							
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝
	休	○	○	○	○	○	午前	休
その他年間の休日	毎月第３月　　　１２月２９日～１月３日　　　祝日							
営業時間	月～金		８時３０分～１７時１５分					
	土曜日		８時３０分～１２時３０分					
利用料	厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別記）							
通常の事業の実施地域	南魚沼市大和地域と六日町地域 魚沼市小出地域							

2. 従業者の勤務体制

職種	員数	常勤・非常勤	専従・兼務
管理者（看護師）	1 名	常勤 1 名	兼務 1 名
看護師	6 名	常勤 4 名 非常勤 2 名	専従 6 名
理学療法士	2 名	常勤 2 名	専従 1 名 兼務 1 名
作業療法士	1 名	常勤 1 名	兼務 1 名
言語聴覚士	1 名	常勤 1 名	兼務 1 名

3. 秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

4. 緊急時における対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規定に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

5. 事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行います。
- 当事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

6. 苦情処理の体制（別紙のとおり）

○苦情相談窓口 管理者 戸田 和郁子

○訪問看護に関する苦情相談等がありましたら、訪問看護ステーション窓口までお申し出ください。

7. 利用料その他の費用の額

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です。（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です。

＜訪問看護 基本利用料＞

提供者	提供時間	基本利用料	利用者負担金 （自己負担1割の場合）
看護師	20分未満	3, 140円	314円
	20分以上30分未満	4, 710円	471円
	30分以上1時間未満	8, 230円	823円
	1時間以上30分未満	11, 280円	1, 128円
理学療法士 等	20分	2, 940円	294円
	40分	5, 880円	588円
	60分	7, 950円	795円

早朝（6時～8時）25%増 ◎夜間（18時～22時）25%増 ◎深夜（22時～6時）50%増

＜介護予防訪問看護 基本利用料＞

提供者	提供時間	基本利用料	利用者負担金 （自己負担1割の場合）
看護師	20分未満	3, 030円	303円
	20分以上30分未満	4, 510円	451円
	30分以上1時間未満	7, 940円	794円
	1時間以上30分未満	10, 900円	1, 090円
理学療法士 等	20分	2, 840円	284円
	40分	5, 680円	568円

早朝（6時～8時）25%増 ◎夜間（18時～22時）25%増 ◎深夜（22時～6時）50%増

<訪問看護 介護予防訪問看護共通の加算及び減算>

加算・減算			利用料	利用者負担金 (自己負担額 1 割 の場合)
准看護師による訪問看護			基本料金の 10% 減算	
1 時間 30 分以上の介護予防訪問看護・訪問看護を行った場合の加算（1 回につき）※ 1			3, 0 0 0 円	3 0 0 円
2 人以上による（介護予防）訪問看護を行う場合の加算（1 回につき）※ 1	2 人以上の看護師の場合	30 分未満の場合	2, 5 4 0 円	2 5 4 円
		30 分以上の場合	4, 0 2 0 円	4 0 2 円
	看護師等と看護補助者の場合	30 分未満の場合	2, 0 1 0 円	2 0 1 円
		30 分以上の場合	3, 1 7 0 円	3 1 7 円
特別管理加算Ⅰ（1 月につき）※ 2			5, 0 0 0 円	5 0 0 円
特別管理加算Ⅱ（1 月につき）※ 2			2, 5 0 0 円	2 5 0 円
初回加算Ⅰ（1 月につき）			3, 5 0 0 円	3 5 0 円
初回加算Ⅱ（1 月につき）			3, 0 0 0 円	3 0 0 円
退院時共同指導加算 （退院または退所につき 1 回《特別な管理を必要とする者の場合 2 回》に限る）			6, 0 0 0 円	6 0 0 円
ターミナルケア加算（1 回）			2, 5 0 0 円	2 5 0 円
緊急時訪問看護加算Ⅰ			6, 0 0 0 円	6 0 0 円

※ 1 指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携して訪問看護を行う場合は算定しない

※ 2 区分支給限度基準額に含まれません

令和 7 年 4 月 1 日改定